

島根県糖尿病療養指導士認定制度規則

第1章 総 則

第一条 この制度は糖尿病治療の進歩に呼応して、島根県における糖尿病患者教育の正しい知識の普及、および啓発を図るため糖尿病医療にかかる優秀な医師、医療スタッフの養成および認定を目的とする。

第二条 前条の目的を達成するために、島根県糖尿病療養指導士認定制度を設定し、本制度の維持運営のために、島根県糖尿病療養指導士制度委員会（以下制度委員会と略す）を設置する。

第三条 制度委員会は委員の過半数で成立し出席者の過半数の同意で決定する。同数の場合会長が決する。

第四条 制度委員会に会長一名、副会長二名、監事二名をおく。

第五条 制度委員会のもとに本会目的達成のため、認定委員会、研修委員会、試験委員会を設置する。

第2章 制度委員会

第六条 制度委員会の構成および運営は、次のように定める。

1、制度委員会は、島根県に在住又は勤務する島根県医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会、島根県検査技師会、糖尿病を考える会から推薦されたものと、日本糖尿病学会認定専門医および島根県糖尿病療養指導士のなかから会長・副会長が任命した委員によって構成される。

2、会長および副会長は、制度委員より互選にて選出される。

3、会長および副会長の任期は2年とし、再選は妨げない。ただし事情により辞任するときは制度委員会に届けなければならない。その場合は、制度委員より互選にて補充を行い、後任の任期は前任者の残任期間とする。

4、制度委員会において認定委員会、研修委員会、試験委員会の委員を指名し、制度委員会が全体を統括する。

5、各委員の任期は2年とし、再選は妨げない。ただし、委員の事情により辞任するときは委員長に届けなければならない。その場合当該委員の補充を行なうことができ、後任の任期は前任者の残任期間とする。

6、顧問をおくことができる。

第3章 認定委員会

第七条 認定委員会の構成および運営は、次のように定める。

1、認定委員会は、島根県に在住又は勤務する島根県医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会、島根県検査技師会、糖尿病を考える会から推薦されたものと、日本糖尿病学会認定専門医および島根県糖尿病療養指導士のなかから会長・副会長が任命した委員によって構成され、制度委員会により委員長を選出する。

2、認定委員会は島根県糖尿病療養指導士認定制度にかかる認定すべての事項を審議する。

3、各委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、委員の事情により辞任するときは委員長に届けなければならない。その場合当該委員の補充を行なうことができ、後任の任期は前任者の残任期間とする。

4、認定委員会は申請のあった書類を審査し、有資格者を決定する。

第4章 研修委員会

第八条 研修委員会の構成および運営は、次のように定める。

1、研修委員会は、島根県に在住又は勤務する島根県医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会、島根県検査技師会、糖尿病を考える会から推薦されたものと、日本糖尿病学会認定専門医および島根県糖尿病療養指導士のなかから会長・副会長が任命した委員によって構成され、制度委員会により委員長を選出する。

2、研修委員会は島根県糖尿病療養指導士認定制度にかかる研修すべての事項を審議する。

3、各委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、委員の事情により辞任するときは委員長に届けなければならない。その場合当該委員の補充を行なうことができ、後任の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 試験委員会

第九条 試験委員会の構成および運営は、次のように定める。

1、試験委員会は、島根県に在住又は勤務する島根県医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会、島根県検査技師会、糖尿病を考える会から推薦されたものと、日本糖尿病学会認定専門医および島根県糖尿病療養指導士のなかから会長・副会長が任命した委員によって構成され、制度委員会により委員長を選出する。

2、試験委員会は島根県療養指導士認定制度にかかる試験すべての事項を審議する。

3、各委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、委員の事情により辞任するときは委員長に届けなければならない。その場合当該委員の補充を行なうことができ、後任の任期は前任者の残任期間とする。

4、試験委員会は試験問題を作成し、有資格者を対象に認定試験を施行し、評価する。

第6章 島根県糖尿病療養指導士受講申請資格

第十条 島根県糖尿病療養指導士受講申請をする者は、次の各条件をすべて満たし、認定委員会において認められることを要する。

以下に定める医事に関する有資格者

1、医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、准看護師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、臨床工学技士、その他(職種追加については細則に定める)

2、臨床経験が3年以上または地域活動が3年以上

3、糖尿病教育担当が1年以上

4、糖尿病協会会員

5、過去2年間に糖尿病患者会活動への参加がある者

6、過去2年間に糖尿病学会、糖尿病学の進歩、中四国糖尿病療養指導スキルアップセミナー、糖尿病を考える会、その他関連学会に参加

(その他関連学会については細則に定める、なお追加については認定委員会により審議し、制度委員会で決定する)

第7章 資格の喪失

第十一條 島根県糖尿病療養指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、制度委員会にはかり審議後、委員の過半数の同意で取り消すことができる。

第8章 本制度の運営

第十二条 各委員会の委員長は委員会を招集することが出来る。委員会の成立は委員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し出席者の過半数の同意で成立する。同数の場合委員長が決する。

第9章 島根県糖尿病療養指導士の認定

第十四条 認定委員会は研修会を終了し、試験に合格し認定委員会が適切と認めた者に対して認定証を交付する。認定試験については細則に定める。

第10章 資格更新について

第十五条 合格証を交付された者は、5年ごとに資格更新を行い認定委員会の審査を受けなければならない。(更新費用その他については細則に定める。)

第11章 規則の改廃

第十六条 この規則の改廃は制度委員会の決議を経なければならない。

第12章 補則

第十七条 この規則は1998年9月1日から施行する。 2000年9月3日に一部改定 2021年5月25日に一部改定

第十八条 この規則施行についての細則は別に定める。

島根県糖尿病療養指導士認定規則施行細則

第一条 制度委員会事務局は松江赤十字病院内に設ける。

松江市母衣町200 電話0852-24-2111

第二条 職種追加認定する場合は、申請のあった事案に対し認定委員会で審議し制度委員会で承認し、決定通知する。

第三条 関連学会については申請のあった事案に対して認定委員会で審議し制度委員会で承認し、決定通知する。

第四条 本会運営に必要な経費は受講料50000円、更新申請費用5000円、保留申請費用3000円、研修会参加費用1000円、で別途必要に応じて制度委員会で審議し承認する。

第五条 本細則変更は、制度委員会での審議をへて議決し決定する。

第六条 細則の実施に関して生じる疑義については、制度委員会での審議をへて議決し決定する。

第七条 認定委員会、研修委員会、試験委員会で審議、答申された事項は尊重し、制度委員会で承認し決定する。

(なお、理事会・制度委員会にて内容の変更が生じる場合がある。)